



国際的な化学物質管理への対応

化学物質については世界的に管理が強化されています。持続可能な開発を実現するために、2002年の環境開発サミット(WSSD)で「2020年までに化学物質が人の健康と環境に及ぼす有意な悪影響を最小化する」ことが世界共有の目標となりました。これに基づいて新興国も含めリスクベース管理の普及・定着およびGHS*の普及が促進されています。化学物質については製造から廃棄までサプライチェーン全体でリスクを管理する必要性が高まっており、化学物質が持つリスクおよびその管理に関する情報は顧客や消費者を含めた社会一般に公開されることが求められています。

日油グループでは、化学物質管理強化の流れの中、各国・各地域で定められた法律等に準じた対応を行っています。そのために日油では2020年度から全社SDS作成支援システムを導入、構築し、SDSの全社一元管理を始めています。

国内対応

国内では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」および「労働安全衛生法(安衛法)」で新規化学物質の事前届出制度が定められています。

適切な届出を行うために新規化学物質を製造開始するには設備・環境安全統括室が法対応の確認を行い、また、確認を受けた製造・輸入量の超過を未然に防ぐよう内部監査などにより管理を徹底しています。さらに関連法規に対する担当者の教育を実施し常に最新の情報を共有するように努めています。

一般化学物質製造実績数量の報告に関しては、ユーザーの皆さまのご協力を得て適切に行っています。

化学物質のリスク等の情報開示については業界の自主的な化学物質管理活動(JIPS: Japan Initiative of Product Stewardship)に参加して積極的に取り組んでいます。

さらに(一社)日本化学工業協会が推進する「LRI(長期自主研究支援活動)」に参加し、企業が“社会のニーズに応える”という観点で安心・安全につながる研究を支援し、社会的問題の解決に協力しています。



新規化学物質教育(先端技術研究所)



新規化学物質教育(大分工場)

* Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicalsの略称で、化学品の危険有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示したもの。



REACH対応

REACH*は、EU域内における化学物質の総合的な登録、評価、認可、制限に関する制度です。その目的は、「人の健康と環境の保護」、「EU化学産業の競争力の維持および向上」などであり、EU域内に化学物質を輸出する際には、ほとんどすべてが対象となります。

日油グループでは、EU域内向けの輸出も活発に行っていて、対象物質についてはその輸出量に応じた対応を行っています。業界団体、関係省庁より最新の情報を入手し、適切な対応を心掛けています。

その他の国や地域

米国はもちろんのこと最近、化学物質管理に関する法整備が進んできた韓国、中国、台湾をはじめとしたアジア諸国への輸出についても関係する最新情報を収集するとともに、適宜、適正な対応を行っています。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の適正管理

日油グループは「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づきPCB廃棄物を適正に保管・管理するとともに、法令に従い処理業者に委託して処理を行っています。

高濃度PCBに関しては、処理の最終期限である2023年3月末までにすべて処理を完了しています。低濃度PCBに関しては、塗膜に含有しているPCB成分も含めてすべての含有機器の調査は完了し、2027年3月末の処理期限に向けて、機器の交換と塗装の変更を計画的に進めています。

環境関連法令の遵守状況

環境関連法令の違反はありませんでした。

* Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicalsの略。EUで定められた化学品管理規制で、化学品の登録、評価、認可および制限に適用される。